

災害時の葬祭業務の委託に関する協定書

災害時における葬祭業務等に関し、大阪市（以下「甲」という。）と大阪葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大阪市内に地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害」という。）、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭業務について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の葬祭業務の協力を必要とするときは、乙に対して次条に掲げる業務の協力を要請することができることとし、乙は特段の事情のない限り、これに協力するものとする。

（協力要請する業務）

第3条 甲が乙に対して協力要請する葬祭業務は、原則として、災害救助法の対象となる救助業務とし、概ね次のとおりとする。

- (1) 遺体安置所の確保
- (2) 遺体の安置（一時保存）に要する備品の調達
- (3) 棺（付属品を含む）、骨壺、骨箱等の調達
- (4) 遺体の洗浄・消毒
- (5) 納棺または火葬に至るまでの運搬
- (6) その他甲と乙が協議のうえ甲が指定する業務

（要請方法）

第4条 前条に規定する業務についての甲から乙への協力要請は、災害時における協力要請書（別記様式第1号）の提出により行うものとする。但し、緊急を要する場合であつて、当該要請書を事前に提出することができない場合、甲は、口頭あるいは電話等の手段により要請することができるものとする。なお、この場合において、甲は、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請に基づき協力した場合、その業務内容について、災害時における要請業務実施報告書（別記様式第2号）により、甲の定める期限までに報告を行う。ただし、緊急を要する場合、乙は、口頭あるいは電話等により甲に報告し、後日速やか

に当該報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙に対し、第3条の葬祭業務の実施に要する費用として、大阪府災害救済法施行細則別表第一に掲げる金額を上限として、甲乙協議して算定した経費を支払うものとする。

(経費の支払)

第7条 乙は、甲の要請により行った葬祭業務の完了後に、これに要した費用として、第6条の規定に基づき算定した費用を甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対して、速やかに支払うものとする。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定に関わらず、期間満了の日から1ヵ月前までに甲乙双方がこの協定の変更・解除の意思表示のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等)

第9条 この協定について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

乙 大阪市中央区島之内1丁目22番22号
第一住建 島之内堺筋ビル803号室
大阪葬祭事業協同組合

理事長 和合 健一